

ID: 124

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農村活性化交流センター条例施行規則 第4条第3項		
例 規 番 号	平成17年規則第107号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 交流センターのうち、浴場以外の室を占有しようとする者は、農村活性化交流センター使用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請は、使用しようとする日前3箇月からすることができる。 3 市長は、第1項の申請について審査の結果使用を許可するときは、農村活性化交流センター使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日